

指定文化財等の管理及び修理補助金の補助対象経費及び補助率等

事業の種類			該当条項	事業者	補助対象経費	補助率等		
国 指 定 文 化 財	有形文化財	建築物	第13条第2項	所有者 管理者 管理団体	国が補助対象経費と認め たもの	次の各号に掲げる補助対象経費に対する国 庫補助率の区分に応じ、当該各号に定め るとおりとする。ただし、1件500万円を限度とす る。 (1) 国庫補助率50%以上55%以下の場合 国庫補助額を控除した額の20%以内 (2) 国庫補助率60%以上70%以下の場合 国庫補助額を控除した額の25%以内 (3) 国庫補助率75%以上85%以下の場合 国庫補助額を控除した額の30%以内 (4) 無形民俗文化財については、国庫補助率 に関わらず、国庫補助額を控除した額の30 %以内とし、複数の事業をまとめて申請する 場合は、各事業500万円を限度とする。		
		美術工芸品						
	民俗文化財	有形民俗文化財	第33条第2項	所有者 管理者 管理団体	国が補助対象経費と認め たもの			
		無形民俗文化財					第35条第2項	適当と認 める者
	管理 事業	建築物	第13条第2項	所有者 管理者 管理団体	国が補助対象経費と認め たもの		補助対象経費の4分の1以内	
		美術工芸品						
		名勝	第47条第2項					
	県 指 定 文 化 財	有形文化財	建築物	第13条第2項	所有者 管理者 管理団体		県が補助対象経費と認め たもの	補助対象経費から県費補助額を減じた額の 2分の1以内。ただし、県が近江の名宝保存 継承事業費補助関係として採択した事業に ついては、1件666,000円を限度とする。
			美術工芸品					
		民俗文化財	有形民俗文化財	第33条第2項	所有者 管理者 管理団体		県が補助対象経費と認め たもの	
無形民俗文化財			第35条第2項			適当と認 める者		
管理 事業		建築物	第13条第2項	所有者 管理者 管理団体	県が補助対象経費と認め たもの	補助対象経費の4分の1以内		
		美術工芸品						
		名勝	第47条第2項					

事業の種類			該当条項	事業者	補助対象経費	補助率等
有形文化財	建築物	保存修理 防災施設等 環境保全	第13条第1項	所有者 管理者 管理団体	市が補助対象経費と認め たもの(10万円以上のもの に限る。)ただし、1件1年 度につき5000万円を限度 とする。	次の各号に掲げる部分につき、当該各号に 定めるところにより算定した額の合計額(注1) (1) 補助対象経費のうち500万円以下の部分 その3分の2以内の額 (2) 補助対象経費のうち500万円を越え3000 万円以下の部分 その2分の1以内の額 (3) 補助対象経費のうち3000万円を越える部 分 その3分の1以内の額
	美術工芸品	保存修理 防災施設等 環境保全				
無形文化財	公開		第27条第3項	保持者 保持団体		
民俗文化財	有形民俗文化財	保存修理 防災施設等 保存施設	第33条第1項	所有者 管理者 管理団体		次の各号に掲げる部分につき、当該各号に 定めるところにより算定した額の合計額(注1) (1) 補助対象経費のうち500万円以下の部分 その4分の3以内の額 (2) 補助対象経費のうち500万円を越え3000 万円以下の部分 その2分の1以内の額 (3) 補助対象経費のうち3000万円を越える部 分 その3分の1以内の額
		曳山の見送り幕 等の復元の手法 をとらない新規 の製作				次の各号に掲げる部分につき、当該各号に 定めるところにより算定した額の合計額(注1) (1) 補助対象経費のうち500万円以下の部分 その2分の1以内の額 (2) 補助対象経費のうち500万円を越え3000 万円以下の部分 その3分の1以内の額 (3) 補助対象経費のうち3000万円を越える部 分 その4分の1以内の額
無形民俗文化財	保存		第35条第1項	適当と認 める者		次の各号に掲げる部分につき、当該各号に 定めるところにより算定した額の合計額(注1) (1) 補助対象経費のうち500万円以下の部分 その4分の3以内の額 (2) 補助対象経費のうち500万円を越え3000 万円以下の部分 その2分の1以内の額 (3) 補助対象経費のうち3000万円を越える部 分 その3分の1以内の額
		記録の公開				第36条第2項
史跡・名勝 天然記念物	保存修理(整備) 保存施設 保護増殖		第47条第1項			
管理事業	建築物	防災保守点検等 小修理	第13条第1項		市が補助対象経費と認め たもの	補助対象経費の2分の1以内
	美術工芸品	防災保守点検等 燻蒸・殺虫				
	名勝	庭園等荒廃防止 防災保守点検等	第47条第1項			

注1 複数年度にわたって実施される事業については、その事業費の総額につき上記により算出した額を当該総額で除して当該年度に係る事業費の額を乗じて得た額とする。